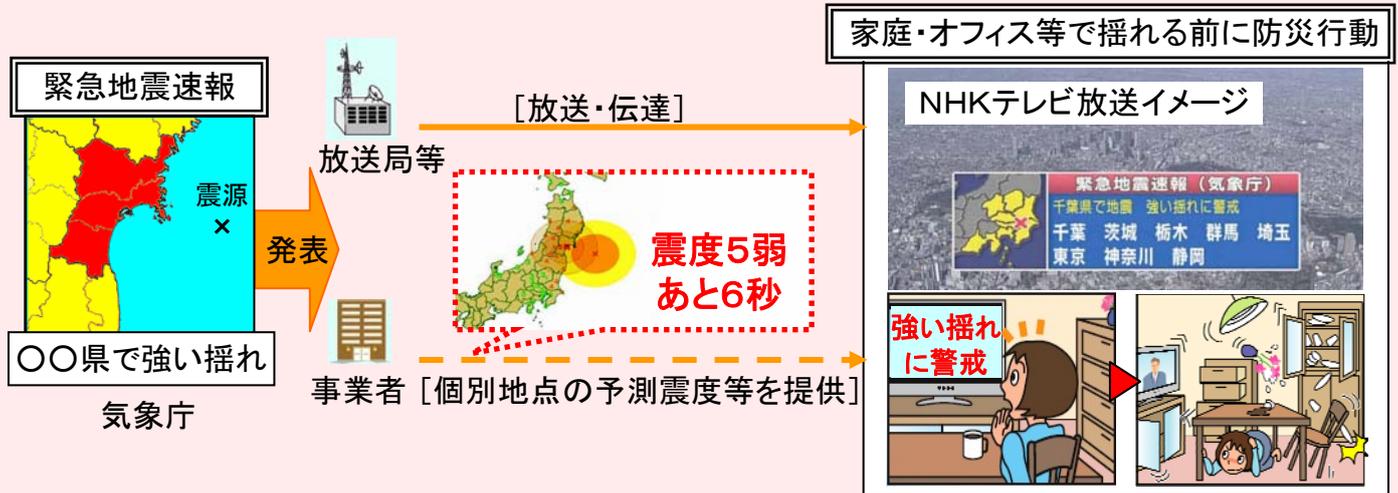


気象業務法の一部を改正する法律案

必要性

中央防災会議(平成19年6月)

緊急地震速報、噴火警戒レベルを今秋から提供開始



改正案の概要

地震動・火山現象の予報・警報の開始

○ 気象庁は地震動※・火山現象の予報・警報をしなくてはならない

※地震動の予報とは、地震の最初のわずかな揺れから各地の揺れ(地震動)を予想し発表することである。

地震動・火山現象の予報・警報※の確実な提供と適切な利活用

- 気象庁以外の者による地震動・火山現象の警報の禁止
- 気象等の予報業務の許可の対象に地震動・火山現象を追加

※予報とは自然現象の予想の発表であり、そのうち警報とは重大な災害のおそれを警告する予報のことである。

効果

地震動・火山現象による災害が起きる前に、
適切な防災行動をとることが可能となり、被害が軽減